情報通信行政·郵政行政審議会 電気通信事業部会(第50回)議事録

第1 開催日時及び場所

平成25年11月26日(火) 16:00~16:26 於、第一特別会議室

第2 出席した委員(敬称略)

東海 幹夫(部会長)、酒井 善則(部会長代理)、川濵 昇、関口 博正、 辻 正次、長田 三紀、宮本 勝浩

(以上7名)

第3 出席した関係職員等

吉良 裕臣 (総合通信基盤局長)、安藤 友裕 (電気通信事業部長)、

菊池 昌克(総合通信基盤局総務課長)、吉田 博史(事業政策課長)、

柴崎 哲也 (事業政策課企画官)、竹村 晃一 (料金サービス課長)、

片桐 義博(料金サービス課企画官)、小出 孝治(番号企画室長)、

神田 剛(情報流通行政局総務課課長補佐(事務局))

第4 議題

答申事項

ア 電気通信事業法第 109 条第 1 項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第 110 条第 2 項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可(ユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可) について【諮問第 3 0 5 8 号】

イ 電気通信番号規則の一部改正について【諮問第3059号】

開会

- ○東海部会長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会(第50回)の開催をいたします。今日は、委員8人全委員ご出席の予定でございましたが、ただ、今お2人、委員がお見えではないのですが、間もなくお見えかと思います。いずれにしても定足数は満たしております。
- ○東海部会長 それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。

本日の議題は、答申事項2件でございます。

まず、諮問第3058号「電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可(ユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可)について」、審議をいたします。

本件は総務大臣からの諮問を受けまして、今年10月2日開催の当部会において審議を行い、本年10月3日から11月1日までの間、意見募集を行いました。

今日は、提出された意見を取りまとめていただきましたので、これを報告いただきま して審議をしたいと思います。

それでは、事務局から報告をお願いいたします。

○片桐料金サービス課企画官 料金サービス課の片桐でございます。それでは、資料50-1に基づきましてご説明させていただきます。

まず、申請概要につきまして、11ページを御覧いただけますでしょうか。11ページの一番上の表にございますとおり、NTT東西によるユニバーサルサービスの提供に係る補填対象額は、約69億円になってございます。これに、その下の(2)にございます支援業務費(支援機関の運営に必要な費用)として、12ページの上の表にございます約5,400万円を加えます。さらに、この額から予測前年度過不足額である約1億5,000万円を引いた約68億円について、平成26年の予測算定対象電気通信番号で割りますと、合算番号単価は1番号当たり3円になります。この合算番号単価に基づきまして各負担事業者から負担金を徴収し、NTT東西に対してそれぞれ交付金を交付するという形になってございます。なお、具体的な交付金の額については、前回も申

し上げましたとおり、現時点では確定しておりませんので、式にて記載してございます。 諮問させていただきました交付金の額及び交付方法並びに負担金の額及び徴収方法等 について、2件の意見が寄せられております。

それでは、元に戻りまして2ページを御覧ください。こちらに意見をまとめてございます。次の3ページ目からでございます。ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイルの3社の共同提出意見と個人の方から1件の意見をいただいております。

ソフトバンクグループの意見につきましては大きく3つに分かれておりますので、それぞれ分割しております。上から順にご説明させていただきます。

まず、意見1でございます。これは今回、認可申請されたユニバーサルサービス制度に基づく交付金・負担金額の算定方法等については、適切なものと考える、ということでございますので、賛同の御意見として承る、と整理させていただいております。

意見2でございます。これは、交付金の交付及び負担金の納付に際しては、セキュリティ対策上、ネットバンクシステムの利用を差し控えるべきであり、また、仮に利用する場合であっても、必要なセキュリティ対策等が講じられるべき、というものでございます。これは申請書の最後に、ネットバンクシステムを活用すると記載してあったことから、御指摘いただいたものと存じます。

これに対しましては、考え方の2でございますけれども、支援機関の口座につきましては、振込先が適格電気通信事業者及び支援業務費用の口座に限定されております。また、振込手続に際しましても、パソコンのログイン、口座へのアクセス、振込承認の取引と3段階につきまして、それぞれパスワードを設定し、管理されております。このような厳重な認証強化等の措置をとっているため、ネットバンクシステムを活用するに当たり必要なセキュリティ対策は十分に講じられていると考える、と整理させていただいております。

意見3でございます。これは、加入電話に相当する光IP電話の普及状況等を把握して、その回線数等の情報公開をするべきというものでございます。先般の電気通信事業法施行規則の一部改正におきまして、ユニバーサルサービスの対象となる加入電話に相当する光IP電話の類型が追加され、また、当該光IP電話については、NTT東西が被災地や新興住宅等のエリアに限定した形で提供を開始する旨公表しております。

このような加入電話に相当する光IP電話の提供が、競争上、何らかの影響を及ぼす

かもしれないため、それ以外の光 I P電話と区別して普及状況等を把握できるように回線数等の情報を公表してほしいという意見でございます。この意見につきましては、今回の申請とは直接関係あるものではございませんので、制度に関する参考の御意見として承る、と整理させていただいております。

意見4でございます。今後のユニバーサルサービス制度の検討に当たっては、NTT東西のアクセス網に係る計画を明確にした上で議論が行われるべき、というものでございます。こちらについては、平成22年12月24日に公表された「『光の道』の構想実現に向けた工程表」において、ブロードバンドのユニバーサルサービス化を平成25年度以降検討することとされており、ユニバーサルサービス制度に大きく影響するアクセス網におけるメタル回線の取扱い等については、この検討を行うに当たって明確にしてほしいということが要望されているものでございます。こちらにつきましても今回の諮問とは直接関係ないことから、制度見直しに関する参考の御意見として承る、と整理させていただいております。

以上の意見及びそれらに対する考え方を踏まえまして、1ページにございます答申書の案を御覧ください。今回の申請につきましては特段の問題点等が見受けられませんで したので、認可することが適当と認められると事務局としては考えております。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いします。

○東海部会長 ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、どうぞ、ご意見、ご質問をいただきたいと思います。お願いいたします。

いかがでございましょうか。前回諮問の際にも、このユニバーサルサービス制度につきまして、いつから始まったんだということも確認をさせていただきました。おおむね制度としては定着をしてきているというふうな評価をさせていただいたところでございます。ただし、全体の環境変化ということにかかわれば、いろいろと議論しなければならないことは存在いたします。今日の案件は、これは制度の中で仕組みとして粛々と実施するという形のことでございます。結果を受けとめるということではなかろうかと思っております。ただ、セキュリティの問題、ご指摘がございました。これはここの問題ではありませんけれども、どんなに注意してでも、それを裏を抜けてくる人はたくさんおられますから、私は専門ではありませんけれども、十分しっかりと対応するという向きで運用していただきたいと要望しておきたいと思います。

ほかにいかがでございましょうか。よろしゅうございましょうか。

特にご意見、ご質問ございませんので、諮問第3058号につきましては、1ページ の答申案のとおり認可することが適当と認められるといたしまして、答申をしたいと思 いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

- ○東海部会長 ありがとうございました。それでは、案のとおり答申することといたします。
- ○東海部会長 次に諮問第3059号、「電気通信番号規則の一部改正」について、審議をいたします。

本件は、総務大臣から諮問を受けまして、今年の10月2日開催の当部会において審議を行いまして、10月3日から11月1日までの間、意見募集を行いました。

また、その後、意見募集で提出された意見を踏まえ、電気通信番号委員会において調査・検討を行っていただきました。

今日は、電気通信番号委員会の主査でいらっしゃいます酒井委員より、委員会での検 討結果についてご報告をいただきたいと思います。酒井先生、どうぞよろしくお願いい たします。

○酒井部会長代理 それでは、電気通信番号規則の一部改正について、この議題ですが、 電気通信番号委員会における審議の結果をご報告いたします。

お手元の資料 50-2 でございます。そこの 11 ページを開けていただきますと、そこに背景が書いてございますが、要するにこれは、携帯電話と PHS の間の番号ポータビリティを導入するものでございます。この改正案につきましては、先ほどご紹介がありましたとおり、10 月 3 日から 1 1 月 1 日までの間意見募集が行われまして、これを受けて、提出された意見に対する番号委員会としての考え方を整理し、報告書として取りまとめました。

電気通信番号委員会としては、1ページ目の報告書にございますように、この件につきましては、一番上にありますが、「本件、電気通信番号規則の一部改正については、 諮問のとおり改正することが適当である」、そういった形でご報告いたします。

提出された意見とその考え方につきましては、その資料の3ページから5ページまでにまとめております。具体的内容につきまして、総務省のほうから報告お願いいたします。

○小出番号企画室長 はい。番号企画室長の小出でございます。

それでは、今回の意見募集の結果と、合わせまして参考資料につきましてご説明させていただきます。お手元の資料 5 0 - 2 の 3 ページのところを御覧いただければと思います。

今回は、個人の方から3件、電気通信事業者から4件のご意見をいただいております。 まず、意見1でございますが、個人の方お二方から同様の意見をいただいております。 番号ポータビリティにつきましてはご賛成いただいておりますけれども、番号ポータビ リティとは別の、携帯電話での番号の使い方といたしまして、070の番号をデータ通 信専用とするなどで、音声通話とデータ通信用の番号の使い分けをしてはどうかという ご意見でございます。

委員会の考えといたしましては、今後、いわゆるM2Mといわれる機械同士の間での 通信が増加するといわれておりますので、M2Mサービス等への電気通信番号の導入の 検討と併せて、改めて検討することが適当であり、今後の参考とさせていただきたいと 考えております。

次に、意見2につきましては、電気通信事業者3社から同様の意見をいただいておりますが、これは、総務省から各携帯電話事業者及びPHS事業者への、電気通信番号の指定に関するご意見でございます。

このご意見の背景を少し説明させていただきます。電気通信事業者では総務省から指定された電気通信番号をデータベースで管理しておりまして、番号ポータビリティの場合は総務省から指定を受けた事業者が、利用者がどこの事業者に移転しているかというのを把握しております。具体的には電話をつなぐときに、まず発信側の事業者が相手先の電話番号を見て番号の指定を受けた事業者を確認し、その事業者へ接続しようとします。番号の指定を受けた事業者は、その番号の利用者が別な事業者に移転しているということを発信側の事業者に返すことによって、発信側の事業者は改めて、利用者が契約している移転先の事業者に電話をつなぐという手順を取っております。

今回の改正では、PHSと携帯電話の間で番号ポータビリティができるよう、電気通信番号規則第9条の番号の規定につきまして、PHSと携帯電話の区別をなくすとしておりますので、総務省から電気通信事業者に指定する番号につきましても区別がなくなりますけれども、従前のとおりの考え方で、070-5、6とそれ以外を区別して事業者に指定をしていただきたいという意見でございます。

これは、先ほどご説明したルーティングのときに、携帯電話では0A0、090、0

80、070の次のC、D、Eという4桁目から6桁目の3桁を見てどの事業者かというのを確認しておりますけれども、PHSにつきましては事業者は1社しかいないために、070の次の5、6という4桁目だけを見てルーティングを行うよう、ネットワークとかシステムを設計している可能性があるということが指摘されております。そのため、引き続き、070-5、6はPHS事業者に指定を行い、それ以外を携帯電話事業者に指定を行ってほしいというものでございます。

考え方といたしましては、4ページ目になりますけれども、電気通信番号の指定状況や番号利用数、それからシステム改修等を総合的に鑑みまして、現行の規定に準じた指定をしていくことが適当というふうに考えております。

5ページにまいりまして、意見3につきましては識別音に関するご意見でございます。 2)につきまして、今後の話として、識別音の種類が増加していくと区別が難しくなっていく可能性が想定されることから、事業者間で現状調査を行っておりますけれども、引き続きフォローしていただきたいというご意見でございます。

考え方といたしましては、総務省において調査状況や国際動向等を注視し、検討を行ってくことが適当と考えております。

次に、意見4につきましては、移動体通信市場の活性化につながるため賛成するというご意見でございます。

次に、意見5につきましては、番号ポータビリティの実施が1年先というのは時間が かかりすぎるので、もっとスピード感を持って進めていただきたいというご意見でござ います。

考え方といたしましては、電気通信事業者における検討やシステム改修などを考慮して施行日を決めさせていただいているところでございまして、前倒しは難しいと聞いており、ご理解いただければと考えております。ただし、一般論といたしまして、国の取り組みについてスピード感をもって努めることは必要と考えておりますということでございます。

今回の意見募集でのご意見、考え方につきましては以上のとおりでございますが、加えて、電気通信番号委員会といたしまして、番号ポータビリティ導入の課題への対応状況について確認いたしましたので、7ページと8ページに参考資料という形で掲載させていただいております。主に3点ございましたけれども、1番目の識別音につきましては、各携帯電話事業者、PHS事業者につきまして、一覧表のとおり入れているという

状況でございます。また、8ページにいきまして、ショートメッセージサービスですが、PHS側で対応するということにしておりまして、各端末ではこのようになるという一覧表を入れさせていただいております。また、3番の選択中継サービスにつきましては、この11月1日から一部の事業者がサービスを開始しておりますが、それ以外につきましても番号ポータビリティの施行日までにサービスを開始するという予定としております。

以上でございます。

- ○東海部会長 ありがとうございました。ただいまのご説明について、どうぞご意見、 ご質問をいただきたいと思います。どうぞ。
- ○長田委員 今、最後にご説明いただいた、参考のところの7ページの識別音のところなんですが、ここのところいろな会社のキャリアの端末を持っていらっしゃる方に電話をかけてみて聞き比べてみましたけれど、なかなかそれでは識別はできませんでした。慣れれば聞き分けられるということなのかもしれませんけれども、もうちょっとここは一工夫必要ではないかなと思いました。ドコモの場合は、Xiカケ・ホーダイというのに入っている人だけが、相手がドコモの場合、ドコモという音声が聞こえるんだと思うんですけれど、それ以外は似たような音が鳴っているだけで、それがソフトバンクなのかウィルコムなのかちょっと私にはわかりませんでした。識別ということでいうのであれば、工夫をしていただきたいと思います。ただ識別音って書いてありますけれども、各社で識別音を入れる目的が違っていて、ドコモさんはあるサービスに入っている方だけに対して、相手がドコモであることを知らせているもの。それ以外のところは、あなたがかけているのはこの会社ですよって、多分そういうことを教えてくれているものっていうので、また意味が違ってきてしまっていますので、その辺も少し、どう考えるのかは整理が必要だと思います。初めてかけた人でもその意味がわかるような識別できる工夫が必要じゃないかなというふうに思っています。

ショートメールサービスのほう、これ端末を開発しているところと書いてありますけれども、これはいつごろの予定、使えるようになるものなのか、わかっていれば教えていただきたいと思います。

- ○東海部会長 はい。実験をしていただいたり、大変参考になるご意見でございました。事務局、何かご意見ございましょうか。
- ○小出番号企画室長 まず、先にSMSの端末のほうからでございますけれども、端末

自体はこの秋、冬ぐらいに新しいのを投入していくという話を聞いております。ただ、機能といたしましては、来年10月の番号ポータビリティの導入のときに合わせて、S MSの機能を開始するということで聞いてございます。

それから後、識別音のほうの話。すみません、大変ありがとうございます。現在、事業者のほうでも、現状どうなっているかというのを持ち寄って、わかりやすいように何か見せ方とかを考えたほうがいいんではないかというのも検討されているようですので、総務省としてもここは注視していきたいと考えております。

現状のものを直すとなると、システム改修等も必要になってくると思いますので、どの段階でどういうふうにやったほうがいい、また、どういう音がわかりやすいというのもいろいろあると思いますので、そこら辺、皆さんのいろいろご意見を聞いて検討してまいりたいと考えてございます。

- ○東海部会長 酒井先生、何かございましょうか。
- ○酒井部会長代理 いや。これは当初から悩ましいところで、もちろんトーキーで全部 言えばいいんですけど、そんなことやったらまどろっこしくてしようがないし、かといって、プップッでもだんだん種類が増えてくるとどうしようもないので、このあたりは 今後、事業者を中心に検討していただく形になりますよね、当然。
- ○小出番号企画室長 現在、事業者のほうで、まずは現状どうなっているのかの把握から努めているところでございます。
- ○酒井部会長代理 それでやっぱりきちんと検討していただくほかないんだろうと思う んですね。
- ○東海部会長 ありがとうございます。ということでございます。ほかにいかがでございましょうか。

よろしゅうございましょうか。後のほうの資料にもついてございますように、モバイルの市場の急速な発展というのは、恐らく予想できた人は少ないのではないかと思うぐらいに大きな市場になり、もうなっているわけでしょうと思いますが。その中での細かいいろいろな配慮がまだなされていないところ、しっかりと一つ一つ手当てをしていかなければならないと、そういったことであろうと思います。基本的に利用者利便の向上につながるということでございますので、事業者の方々のご苦労なことはいろいろあるかと思いますけれども、いろいろな開発努力等々、期待したいというところかと思っております。

ご意見ございませんようですので、諮問第3059号につきましては、お手元の9ページでございますが、答申案のとおり認可をするということで答申をしたいと思います。が、いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

- ○東海部会長 それでは、案のとおり答申することといたします。
- ○東海部会長 以上で本日の審議終了いたしました。委員の皆様から何かございますで しょうか。事務局は何かございましょうか。よろしゅうございますか。はい。

それでは、本日の会議を終了いたします。次回の事業部会につきましては、別途確定 になりましたら事務局からご連絡をさせていただきます。

以上で閉会でございます。ありがとうございました。

閉 会